

たましん RISURU ホールにおける使用の制限について

施設を公正・公平にご利用いただくため、たましん RISURU ホールでは以下のような使用の制限を設けています。制限事項に抵触すると判断した場合には、当日であっても使用承認を取り消す、又は施設を退去させる場合があります。

1. 建物又は附属物を損傷する恐れがあるときは、認めない。【条例第3条第1号・使用の不承認】
2. 公の秩序を乱すおそれがあるときは、認めない。【条例第3条第2号・使用の不承認】
 - 街宣車の動員や不穏当なデモ等が想定される場合は、認めない。
 - 警察への通報が想定される場合は、認めない。
 - 近隣地域への著しい迷惑、悪影響が想定される場合は、認めない。
 - 破壊活動を行ったことのある団体又はその恐れがある団体の利用は、認めない。
3. 管理上支障があるときは、認めない。【条例第3条第3号・使用の不承認】
 - 屋内に動物を連れて入る場合は、認めない。(盲導犬・介助犬等を除く。)
 - 施設の利用を躊躇(ちゅうちょ)させる恐れがある場合は、認めない。(ホームレスへの炊き出し行為、脅迫行為等の恐れがある写真展・集会等)
 - 施設利用者が危害を被る恐れがある場合は、認めない。
4. 政治活動について【条例第3条第4号・使用の不承認】
 - 勧誘行為を伴うものは、すべて認めない。(署名・献金行為を含む。)
5. 宗教活動について【条例第3条第4号・使用の不承認】
 - 勧誘行為を伴うものは、すべて認めない。
 - 献金、お布施、その他の特殊な儀式等は、認めない。
 - 冠婚葬祭は、認めない。
6. 営利行為について【条例第3条第4号・使用の不承認】
 - (1). 大・小ホール
 - 公演のパンフレット、グッズ及びこれに類するものの販売は、認める。
 - (2). 展示室兼練習室、サブホール、ギャラリー
 - 広告・宣伝行為は認めるが、販売・契約行為は、認めない。ただし、若手芸術家等の支援になる芸術作品の販売については、認める場合がある。
 - (3). 会議室
 - 営利団体の利用については、団体構成員のみによる会議や研修会に限り、認める。営利団体による採

用面接は、認める。ただし、募集時に面接会場として表示しないことを条件とする。

- 広告・宣伝行為は、認めない。

(4). その他

- 教室、講座、講演会等の開催は、実費相当分の場合に限り、認める。
- 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)の違反に基づく処分を受けたことのある事業者の利用は、認めない。
- 募金活動については、寄付先等を明示させ、場合によっては、寄付したことを証するもの(振込明細等)の提示を求める。

7. 飲食行為【条例第3条第4号・使用の不承認】

- 飲食を目的とした使用は、サブホールとギャラリーに限り、認める。